

平成23年(行ウ)第17号, 第18号
第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件
原告 前川盛治 外274名
被告 沖縄県知事 外1名

直送済

準備書面(1)

平成25年9月2日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄市市長訴訟代理人弁護士	幸	喜	令	信	
同	藤	田	雄	士	
同	稻	山	聖	哲	
同 訴訟復代理人弁護士	南	部	篤	史	
同	清	水	潤	二	
同	木	下	哲	郎	

第1 原告ら準備書面(36)に対する反論

1 1項(原告ら準備書面(36)1頁)について

検討会議は、「①干潟に対しての目線が人目線なのか、生物目線なのか」及び「②(土地利用計画変更前の)東部海浜開発事業が沖縄市の活性化につながるのか、つながらないのか」という想定される争点を設定した上で、「泡瀬干潟を守る連絡会」を含む5団体を選出して、埋立反対の意見を含めて聞き取り調査も実施した結果、「①開発によって干潟を保全できるか否か」及び「②東部海浜開発事業によって沖縄市の活性化が出

来るか否か」という2つが争点であることを確認し、その上で、各委員が東門に対して意見提案をしている（丙E第16号証の9・2～3頁、丙E第16号証の10）。

東門は、意見提案を受けた後も、市役所内部での検討や、各団体及び有識者等からの意見聴取を続けた上で、最終的な判断を行っている。東門は、判断にあたって、沖縄市の経済発展につながるのか及び干潟等の自然環境は守れるのかという観点から、①財政逼迫の要因にならないかとの声があること、②埋立てにより干潟を含む生態系への影響を懸念する声があること、③保安水域における共同使用により第2区域の土地利用に制約が生じることを重要な判断要素として検討した上で、最終的に「第1区域推進、第2区域推進困難」との方針を表明（本件方針表明）をしたのである（甲E第3号証）。

このような経緯で、東門は、沖縄市市長として、第1区域のみ事業を継続するとの政治的な決断をしたのであって、東門が埋立反対の意見を考慮しなかったとの原告らの主張は事実に反しているという他ない。

なお、100人WSは、本件方針表明後、土地利用計画の見直し作業の一環として開催されたものであるから、埋立てを前提としている。しかしながら、沖縄市が、応募してきた市民の参加を断ったことはない。実際にも、「干潟の自然を残したい」と考えている市民も参加しているし、また、埋立反対の意見を持つ市民が（100人WSの目的に反して）チラシを配ったりもしている（丙A第1号証・7-28頁及び7-69頁）。

2 2項（原告ら準備書面（36）3頁）について

過去の埋立事業は、沖縄市に新たな開発用地を生み出し、現在、住宅用地、商業用地等となって、人口の増加、雇用の創出等の効果を生み、沖縄市全体の活性化に繋がっている。このことは、本件海浜開発事業を推進した場合にも、同様の効果を生み出すことを期待させるものであり、政策的及び社会的見地から合理性があると言える。

3 3項（原告ら準備書面（36）3頁）について

原告ら準備書面（36）3頁）において原告らも認めるとおり、沖縄県においては、観光、釣り、ダイビングが盛んである。そのため、沖縄市は、本件海浜開発事業を推進して、本件地区（東部海浜開発地区）に宿泊する観光客のみならず、他地区に宿泊する観光客や地元住民の観光、釣り、ダイビング等の需要を取り込むことを企図している。

なお、原告らのいう「泡瀬埋立地周辺」がどの海域を指すのかよく分からぬが、小型船であっても、その活動範囲が「泡瀬埋立地周辺」の海域のみに限定されるとは考えられない。

4 4項（原告ら準備書面（36）3頁）について

沖縄市の作成に係る「生活環境意識調査報告書」（丙A第24号証）に関し、市民が、特に力を入れてほしい事業として、現在の生活に直接関係する保健、医療、福祉を上位にあげることは当然であろう。そのような中で、本件海浜開発事業は、具体的な効果が市民に波及していない現段階においても、建設関連事業の中でトップになっている。

また、特に力を入れてほしい事業の5位が「企業誘致等の雇用対策」となっていること、及び、同報告書の問26「あなたが生活の中で日頃不安になったり気になることを、次の中から3つ選んで下さい」に対する回答数の1位が「物価が高い」、2位が「働く場所がない」、3位が「失業や倒産又は収入が減ること」となっていることから、市民が働く場所について不安を感じ、雇用対策を求めていることが分かる。これに対し、沖縄市は、本件海浜開発事業によって、埋立地に新たにまちづくりをし、雇用の場を創出し、経済を発展させることを企図しているのであって、本件海浜開発事業は、市民の要望を実現する政策なのである。

5 5項（原告ら準備書面（36）4頁）について

仮に自然再生事業として国及び沖縄県が既に施工した工作物等を全て撤去する場合、沖縄市は、巨額（おそらくは本件海浜開発事業の予算規模を大きく超える規模）の公費を当該事業に投入しなければならなくなると思われる。

この場合、国及び沖縄県による埋立事業並びに本件海浜開発事業に投じられた公費が全て無駄になる上に、さらに巨額の財政負担が発生することになるのであって、上記各事業を推進する場合に比して、経済的見地から合理性を見出すことはできない。

6 6項（原告ら準備書面（36）4頁）について

これまで主張してきたとおり、本件沖縄市案は、既存の資料を活用して需要予測をしているのであって、妥当性を有している。

第2 原告ら準備書面（37）に対する認否及び反論

被告沖縄市市長は、原告ら準備書面（37）の主張に対する被告沖縄県知事の主張を援用する。

以上